

阪急文化財団友の会規約

(目的)

- 第1条 逸翁美術館・小林一三記念館・池田文庫の運営を通して、文化および芸術の振興と地域社会の健全な発展に寄与することを目的としている、公益財団法人阪急文化財団（以下「財団」という）の文化活動に対し、幅広く支援及び支持を募るため、「阪急文化財団友の会」（以下「友の会」という）を設けます。
- 2 友の会に関する必要な条項は、この規約の定めるところといたします。

(定義)

- 第2条 この規約に定める会員とは、本規約を承諾した上、第3条に定める手続きに従い「友の会」に入会を申し込み、財団が承認した方をいいます。

(入会手続)

- 第3条 入会を希望する方は、所定の申込用紙に必要事項を記入し年会費を添えて逸翁美術館受付でお申し込みください。または、郵送・FAXでお申し込みの上、郵便振替口座にて年会費をお振込みください。
- 2 入会受付は随時承ります。

(会員期間と資格)

- 第4条 会員期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとします。
- 2 会員資格の取得日は、会員から所定の方法で行われた「入会手続」を財団が受理・承認した日といたします。

(会員証)

- 第5条 財団は、会員に対して会員証を発行します。
- 2 会員は会員サービス及び会員としての資格や権利、会員証を営業目的に利用したり、第三者に譲渡、貸与等をしたりすることはできません。

(退会)

- 第6条 会員が退会するときは、財団に届け出を出し、会員証を返却してください。
- 2 お支払済の年会費は払い戻しいたしません。
- 3 友の会の活動を著しく妨げるなど、会員にふさわしくないと財団が判断した場合は、会員の資格を取り消す場合があります。

(会員種類と年会費)

- 第7条 会員の種類は次の二種類といたします。
- | | | |
|------|-----|--------|
| 特別会員 | 年会費 | 5,000円 |
| 一般会員 | 年会費 | 3,000円 |
- 2 入会日が10月1日から翌年3月31日までの場合(以下「途中入会」という)の年会費は次のとおりといたします。
- | | | |
|------|-----|--------|
| 特別会員 | 年会費 | 3,500円 |
| 一般会員 | 年会費 | 2,000円 |

(会員サービス)

第8条 会員には催しのご案内の郵送の他、財団が行う会員向け各種企画やサービスを利用しその特典を受けることができます。 < *印：途中入会の場合 >

	特別会員	一般会員
①観覧料	無料	無料
②展覧会招待券	8枚 (* 4枚)	4枚 (* 2枚)
③講演会	優先予約 (先着・若干名)	優先予約 (先着・若干名)
④マグノリアホール コンサート・イベント (注1)	優先予約 (指定席の場合は良席確保)	優先予約 (指定席の場合は良席確保)
⑤呈茶招待	年間6回 (* 3回)	年間4回 (* 2回)
⑥ミュージアムショップ割引 (注2)	対象商品は20%割引 (一部除外品あり)	対象商品は20%割引 (一部除外品あり)
⑦展覧会内覧会	招待	—
⑧学芸特別講座	招待	招待
⑨観劇会	優待料金	優待料金
⑩見学旅行	特別優待料金	一般優待料金

(注1)：財団主催の公演に限ります。

(注2)：割引対象商品は、一筆箋、クリアファイル、レターセット、懐紙、ポチ袋、根付け、手ぬぐい、文香、匂い袋、ボールペン、図録(平成28年以降発刊分)などですが、一部除外品がございます。

(会規約の変更)

第9条 財団は、本規約を随時変更することができるものとします。規約を変更する場合には、1か月前までに、財団ウェブサイトへの情報の掲載及び郵送でのご案内等により、会員に通知するものとします。

2 規約を変更したことにより発生するあらゆる損害については、財団は一切責任を負わないものとします。

(個人情報の取り扱い)

第10条 財団は会員から収集した個人情報を友の会の目的だけのために利用し、他に利用はいたしません。

2 財団は次に該当する場合、個人情報を第三者に開示することがあります。

また、個人情報を開示する場合、開示先に対して、会員の個人情報を厳重な管理体制の下で保管させ、かつ、他者への開示又は目的以外の利用は行わせないものといたします。

(ア)会員が事前に承諾した場合

(イ)業務委託を行った場合

(ウ)法令により開示が必要とされる場合

(事務)

第11条 友の会に関する事務は、友の会事務局(財団内に設置)が行います。

附則

この規約は平成28年4月1日より施行いたします。